平成２２年（フ）第１９号
和歌山県新宮市橋本１丁目10番25号
破産者　磯崎　美幸
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第３７号
福岡県筑後市大字前津1907番地１
破産者　有限会社富士中央運輸
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第５７号
熊本県熊本市城南町東阿高568番地１
破産者　有限会社髙木工業
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５４号
岩手県宮古市板屋３丁目６番１号
破産者　有限会社吉孝
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成１８年（フ）第６１２号
埼玉県春日部市八丁目96番地
破産者　小川　恭子
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番13―802号、破産手続開始時の住所埼玉県三郷市彦成３丁目９番３―401号
破産者　村田　昌子
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
山梨県甲府市蓬沢町1028番地２
破産者　株式会社原製作所
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７５７号
岐阜県各務原市東山４丁目30番地
破産者　有限会社華陽興建
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７５８号
岐阜県各務原市東山４丁目30番地
破産者　西垣　　毅
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７５９号
岐阜県各務原市東山４丁目30番地
破産者　西垣　由美
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７９８号
岐阜市柳津町本郷３丁目97番地、住民票上の住所岐阜県羽島郡笠松町新町６番地
破産者　河合　　豊
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７９９号
岐阜市柳津町本郷３丁目97番地、住民票上の住所岐阜県羽島郡笠松町新町６番地
破産者　河合　正子
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８７１号
岐阜市細畑華南４番地１　サンシティ杉山２Ｄ号室
破産者　遠藤　義則
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８４号
香川県木田郡三木町大字氷上3901番地５
破産者　亡林久士相続財産
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第１９号
福岡県大牟田市築町５番地15
破産者　有限会社いのうゑ
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第８７号
大分県臼杵市大字末廣3756番地の２
破産者　東進生コン株式会社
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２７５号
さいたま市岩槻区美幸町５番34号
破産者　森口　敬志
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７１５号
埼玉県鴻巣市神明３丁目２番16号
破産者　大木　鉄也
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７２９号
さいたま市緑区東浦和３丁目１番地34
破産者　齋藤　健策
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７３０号
さいたま市南区四谷１丁目７番18―101号、旧住所山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3332番地1892
破産者　寺田喜代子
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７７４号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番25―506号
破産者　高山　勇二
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係